

競争ルールの検証に関するWG（第56回）

1 日時 令和6年5月20日（月）13:00～13:30

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務局経済取引局調整課課長補佐

○総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、井上料金サービス課長、
安西消費者契約適正化推進室長、古田料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは、皆様、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ第56回会合を開催いたします。

本日は、大橋構成員から御都合のため御欠席と連絡をいただいております。

なお、本日の会議もオンライン方式による開催とさせていただきます。

議事に入る前に、事務局から連絡事項等の説明をいただきたいと思っております。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。

本日もオンライン会議の開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際にはチャット欄にその旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければ

ばと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、論点整理（案）（端末購入プログラム）について、事務局から説明をいただいた後、意見交換に入りたいと思います。

それでは、事務局から御説明よろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

資料5 6-1に基づき、端末購入プログラムの論点整理（案）について説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

現状と課題です。こちらは、第5 5回会合で説明したものと同一ものとなっておりますので、要点のみ御説明差し上げたいと思います。

端末購入プログラムを提供する場合、将来時点において予見される合理的な買取等予想価格を事前に算出する必要があります。この予想価格を超える買取価格を約する場合は、その差分が利益提供の額となりますが、予想価格以下の買取価格を約する場合は、利益提供を行ったこととなりません。2023年12月27日の制度改正で、いわゆる白ロム割が規律対象となり、端末購入プログラムの予想価格の算出が重要となりますが、具体的な算出方法は定められておらず、指定事業者の裁量が大きいものとなっております。

この結果、同一機種であってもキャリアによって予想価格が大きく異なっている状況でございます。特に一部事業者の予想価格が高いものとなっております、ほかのキャリアもそれに追随する形で予想価格の算出方法の変更を行い、当初より高い予想価格を算出しております。

なお、予想価格の算出根拠については事後提出となっているため、当該算出方法が適正であるかどうかを事前に確認することはできない運用となっております。

3ページ目を御覧ください。

第5 5回競争WGでの端末購入プログラムに関する主な意見となっております。

4ページ目から6ページ目までは、第5 4回競争WGでの主な意見となっております。

7ページ目を御覧ください。

論点整理（案）でございます。端末購入プログラムの予想価格の算出について、事業者間で異なるため、予想価格に差異が生じ、その結果、競争環境に影響を与えている状況は改正

法が目指した料金・サービス本位の競争とは言えないことから、このような状況を是正するため、予想価格の算出方法はガイドラインで一定程度統一的に定めることが適当ではないかとしております。また、指定事業者の端末購入プログラムの取引形態は、個人間取引ではなく、企業と個人間の取引であることに鑑みれば、買取価格の推移は個人間取引の買取価格ではなく、中古端末事業者の買取価格を参考とすることが必要ではないか、参考とするに当たっても広く中古端末事業者の買取価格を参考とすることが望ましいのではないかとしております。

具体的に予想価格の算出に当たっては、①端末の販売価格×②残価率×③その他考慮事項で算出可能でありますところ、まず、①端末の販売価格については、一般的に、端末は経年とともに市場価値が変化し、販売価格も変化するものであることを踏まえ、端末の販売価格は、端末の販売時点の販売価格を使用することとしてはどうかとしております。

8ページ目を御覧ください。

②残価率についてです。残価率の算出の基本的な方法についてでございます。販売時点からnか月後の残価率は、中古端末事業者の買取平均額を基に算出することとし、具体的には発売からnか月間の買取平均額÷販売当初の販売価格で算出することとしてはどうかとしております。例えば、販売当初の販売価格が18万円、発売開始から24か月後の買取平均額が7.5万円の場合、24か月後の残価率は41.7%となります。nか月後の買取平均額については、中古端末事業者の買取価格を参考するに当たって、広く中古端末事業者の買取価格を参考とすることが望ましいところ、RMJからは主要な端末について、端末の買取平均額を月ごとに算出可能とのことでありましたので、RMJが公表した買取平均額を使用することが適当ではないかとしております。

なお、各月の残価率の算出に当たって、特定の一月のみ上記数式で残価率を算出し、当該残価率を基に他の月の残価率を算出する場合、当該一月の影響が大きくなるおそれがあります。他方、各月の残価率をそれぞれ算出し、単純に当該月の残価率を使用した場合、残価率が上下し、利用者に対し混乱を与えるおそれがあります。このため、1から48か月ごとの残価率をそれぞれ算出し、当該残価率を基に、線形近似により各月の残価率を算出することとしてはどうかとしております。

9ページ目を御覧ください。

買取平均額に用いる端末の状態につきまして、買取平均額の算出に当たっては、使用済みかつ使用可能な中古端末を算出に用いることとし、具体的には、未使用品と破損品を除くも

ので算出することとしてはどうかとしております。

続いて、グループごとに残価率を設定する場合についてでございます。予想価格を算出するに当たり、端末ごとの残価率の設定の義務化や共通の残価率を用いる端末グループの統一化も考えられなくもないですが、利用者や販売員への分かりやすさや各社の戦略等も踏まえ、現時点では義務化、統一化せず、残価率を端末ごとに設定するか、共通項が多い端末でグループ化した上で、当該グループの共通の残価率を設定するかは、原則各社の判断によるものとしてはどうかとしております。

ただし、あくまでも共通項が多い端末のグループ化であることを踏まえれば、ある端末のグループ選定に当たって当該端末と共通項の多い端末グループがあるにもかかわらず、当該グループより共通項が少ない他の端末グループに含めることは適当ではないのではないかとしております。また、グループごとのnか月後の残価率を算出するに当たっては、参照する機種を恣意的に選択することで残価率を意図的に高く設定することが可能となることを踏まえ、当該グループの特定の端末を用いて残価率を算出するのではなく、当該グループに含まれる端末全てを用いて残価率を算出することが適当ではないかとしております。この際、単に端末ごとの残価率の平均を取ると、本来であれば、市場に与える影響の小さい端末の残価率が過度に影響を与えてしまうため、nか月後の端末ごとの残価率の算出に対し、nか月後の当該端末の買取台数で重み付けを行う加重平均で算出することとしてはどうかとしております。

加重平均の具体的なイメージは、10ページ目を御覧ください。

1つ目のポツは、今話したものを数値化したものでございます。その下の例のところを御覧いただければと思いますが、あるグループに端末a、b、cがあるとし、24か月後の残価率を算出する場合、それぞれ例えば販売当初の販売価格、nか月後の買取平均額、nか月間の買取台数がこの表のとおりだったとします。この場合、24か月後のa、b、cの残価率は、24か月後の買取平均額を販売当初の価格で割ることとなりますので、aが40.0%、bが41.7%、cが48.9%となります。これを単純平均した場合、右下の※にありますとおり43.5%となります。

他方、表にあります買取台数を見れば、cはあまり市場に与える影響が大きいものでございますので、単純平均をしてしまうと、このcの影響が大きくなってしまいます。このため、買取台数で重み付けを行うこととし、その結果、加重平均を行うと41.2%となるところでございます。

11 ページ目を御覧ください。

その他、考慮すべき事項でございます。現時点ではその他考慮すべき事項は想定されないことから、原則、①端末の販売価格×②残価率で算出することとしてはどうかとしております。

ただし、その他考慮すべき事項に関して今後必要なものが生じた場合には、その内容を事前に確認し反映させることが適当か判断することが適当ではないかとしております。

最後、その他でございます。現在の運用では、予想価格の算出根拠については、事後提出となっているため、当該算出方法が適切であるかどうかを事前に確認することができない運用となっているところ、端末購入プログラムの予想価格が適切に算出されることが重要であることを踏まえれば、今後、残価率の算出方法を事前に総務省に提出する運用に改めることが適当ではないかとしております。また、残価率については、現状どの程度の期間で更新するか特段のルールがないところ、最新の数値に随時更新することが理想ではありますが、随時更新の事業者負担を考慮し、少なくとも一定の期間ごと、例えば少なくとも1年ごとに更新することとするのが適当ではないかとしております。また、現在、各社は予想価格を公表しておりますが、予想価格は販売価格によって変更することとなるため、今後は残価率を公表することとしてはどうかとしております。

なお、引き続き端末購入プログラムの各社の動向を注視し、算出方法の統一化に関して、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当ではないかとしております。

論点整理（案）は以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問ございましたらチャット欄でお知らせいただきたいと思います。

なお、一部構成員限りの資料がございますので、言及の際には、表現の仕方については御注意いただけたらと存じます。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。いかがでしょうか。相田先生、どうぞ御発言ください。

【相田主査代理】 相田でございます。

残価率について、線形近似にするとということで、スタートしてこれで問題ないかとは思いますが、後ろのほうの20ページ、21ページの辺りを見ると、金額が下がってくると下がり方が、頭打ちとは言わないんですね、尻打ちというんでしょうか、になるようなケースというのも見られるので、直線的なものかどうかなどということについては、引き

続き検討ということで、機種等の状況によっては適切な別の形のカーブを描かせるということも認めてもいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。これは非常に現実を踏まえた御意見ですけど、事務局、いかがですか。その余地はあるということでもよろしいのでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

まずは、線形近似で求めていただくといったようなことを考えておりますけれども、今後、実際に算出していくに当たって、実際に線形近似で行っていった結果、それが線形近似よりかは、例えば多項近似に近いような形のほうが、より現実的なものに近いということであれば、そういった運用を適用することも改めて検討していくというようなことも必要になると思っております。

ただ、20ページ目以降は、現実の中古買取価格というよりかは各社の算出方法が、直線というよりは少し斜めを取るような形になっているようなものでございますので、まずは、中古買取価格についてRMJに算出してもらったものを踏まえて、線形近似で運用した上で、その後また問題が生じた場合には、柔軟にそのやり方については検討していきたいというふうに考えております。

【新美主査】 ありがとうございます。相田先生、よろしいでしょうか。

【相田主査代理】 結構でございます。

【新美主査】 ほかに、御発言御希望の方がいらっしゃったらどうぞ。いかがでしょうか。特にございませんか。中央大学の西村さん、どうぞ御発言をお願いします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。

私からコメント2点ということで、まず、9枚目のところでございますが、グループ化、特にグループごとの残価率の計算について、恐らく各社の判断で、端末ごとかグループ化して、グループごとの共通の残価率を設定するか裁量があるかと思えます。

ただ、やはりここで各社の間の判断がかなり異なるというのは問題があるかと思えますので、グループ化するのであれば、やはり各社様に、なぜそういうふうなグループ化をしたのかという、あるいは外れる場合であれば外れた理由というのを御説明いただく、そういったような機会が確保されている必要があるかなと思った次第でございます。

2点目としては、一番最初のページでも現状と課題というところで、追隨的に各社様が同じように価格を高止まりさせているというような危険性もございますので、そういった追

随型の並行的な行為について、何かしら回避しなければいけない、そういうような仕組み、あるいは注意喚起も必要かなと思った次第でございます。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今後、進めていく上での重要な点のコメントをいただきました。

それでは、続きまして、佐藤さん、どうぞ御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。佐藤です。

まずは、論点整理7ページについては、こういう形で結構だと思っています。ある程度、予想価格の算定について統一的に考え方を整理していくということが必要だと思います。数字を見ながら、必要なことがあれば、もう一つ、二つ、議論をこれから深めていくことになるかと思います。

データについても、ここで言うように中古端末事業者の買取り価格を参考にしつつということで、きちんと客観的なデータを取って、ある程度統一的な数字をつくっていくことが今回非常に大事なことと考えます。

コメントとしては、相田構成員言われたように、推定式について、私も直線ではなくて原点に、原点に対して少し凸の曲線になるのかなと考えたのですが、取りあえず運用上、1年、2年の短い単位で残価率を調べていくのであれば、ある程度直線でも大きな問題にならないかと思っています。これも、先ほど言われたように、少し客観的なデータをそろえながら、もう一度検証してみたらどうかと考えます。

あとは、その他考慮事項についてです。具体的に起こりそうなことはなかなか思いつかないですが、例えば、総務省としては、何か考えられることがありますか。例えば、地政学的リスク等でインフレが2%、3%ではなく非常に大きな数字になってしまうとか、為替の関係で、一部端末価格が上昇する等、2022年7月ぐらいでしたか大きく値上がりするようなこともあったので、その他考慮事項というのは、想定外のことが起こった場合に検討することになると思いますが、想定される事例があればお聞かせいただきたい。

それから、先ほど西村構成員が言われたように、グループ化についても私も少し気になっていたのですが、ただ、これは各社良識的にやっていただければと思うので、特定の企業だけ際立って違っていたような、そういう場合については、きちんと説明いただいて議論、検討する形で事後対応かなと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、1点質問がありましたが、その他の点についての何か想定するものを持っているかということですが、事務局、いかがでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

こちら、算出式は論理的には基本、端末の販売価格×残価率×その他考慮事項でございますけれども、事務局のほうで、その他考慮事項については、実際に使うことは現時点では考えていないというところでございます。物価上昇率についても、基本、短期的に極端に上下しない限りにおいては③で考慮する必要もないと考えておりますので、現時点ではこの③については考えておりません。ただ、将来的に何が起こるか分からないという観点で、一応考慮事項というものを入れているところでございます。

【新美主査】 ありがとうございます。ほかに御発言御希望の方、いらっしゃいましたら、どうぞ御返信ください。いかがでしょうか。特にございませんか。

後でまた御発言いただくとして、意見交換、その前に、場面が違いますけれども、北さんから前回会合において不良在庫端末特例の論点整理に関しまして、中古市場への影響を確認しているということの御発言がございましたところ、その結果の御報告をいただけるということですので、北構成員からその点について御発言いただきたいと思っております。

それでは、北構成員、どうぞよろしく申し上げます。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

前回、不良在庫端末特例について、全携協案が中古市場に影響を与えないか調べると発言いたしましたので、その結果をお伝えします。

前回の会合後、RMJさんから、2キャリア以上から発売されている機種別の、月別の中古販売価格をいただきまして、分析し、また、キャリアさんから、機種別の最終調達の大きな時期をヒアリングしました。

その結果ですが、日本メーカーの端末を含めて、最終調達が、どの機種も、発売後おおむね1年以降でしたので、通常のこういった調達が行われる限り、最終調達から1年後、つまり、発売から最短で2年後に半額、発売から3年後に8割引き、4年後に規律対象外という案が、中古端末市場に与える影響は軽微であると考えられます。

他方、現状の調達の仕方よりも最終調達を早めるなどの潜脱行為があると、要するに極端な場合、初期調達が最終調達になれば、発売から1年で半額、2年で8割引きになってしまい、中古市場に与える影響は小さくありません。

そこで、不良在庫端末特例の趣旨にそぐわない行為を防ぐ観点から、例えば、発売日から1年以内の最終調達は1年後の調達とみなすとすればよいのではないかと考えております。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。先ほどの議論とちょっと場面が異なりますが、北さんの非常に貴重な調査報告をしていただきましたが、何かこの点について、北さんの発言について質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひします。特にございませんか。

非常に有益な情報を与えてくれたと思いますので、今後、最後の詰めに入るときには、大きな有用な資料になるというふうに思います。

それでは、北さんの御発言も含めて、前の調達価格の価格設定も含めて、何かさらに御発言ございましたら、どうぞ。大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。大谷です。

今の北構成員からの御発言、エビデンスベースでの判断に資する情報を提供していたということに、心から御礼申し上げたいと思います。

エビデンスベースであることを示すために、今回御調査された調査の内容については、今回の報告書であるとか、あるいは、例えば野村総研のレポートなどを引用するような形で、裏づけとして紹介することができるのかどうか、念のため御教示いただけるとありがたいと思います。

【新美主査】 それでは、北さん、いかがでしょうか。

【北構成員】 既に総務省事務局さんには資料をお送りしています。ただ、微妙な問題がありまして、これを出すかどうか、要するに、メーカーによって如実に端末の値段の下がり方が違うんですね。それがはっきり見えてしまうというのがいいのか、でも、事実なので、いいのか。ちょっとそこも含めて、事務局と相談させてください。

いずれにせよ、データは全てお出しいたします。

【新美主査】 大谷先生がおっしゃるように、エビデンスを示さないとアンフェアと思われるという御懸念だと思いますので、その辺は前向きな方向で御検討いただけたらと思います。

大谷さん、以上でよろしいでしょうか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。特にメーカーによった差異が顕著で、それが、どちらかという市場に対する影響が懸念されるということであれば、ある意味、A社、B社というふうに丸めて、総体的な数値を出すというような出し方もあり得ると思いますの

で、事務局と御相談いただいて工夫していただければありがたいと思います。本当に貴重な調査結果をありがとうございました。

【新美主査】 どうもありがとうございます。ほかに御発言御希望の方いらっしゃいましたら、よろしくお願いします。いかがでしょうか。長田さん、どうぞ発言をお願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。

先ほどの北さんの御説明、とても納得がいきましましたので、潜脱的行為を防ぐためにも、最終調達日がたとえどんなに早かったとしても1年というふうに考えるという、その考え方には賛同したいと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。そういう意味では、北さんの調査、本当に大きな意味を持っていますので、エビデンスとして使えるようにぜひ御検討いただきたいと思います。

ほかに御発言御希望の方、いらっしゃいませんか。いかがでしょうか。特にございませんか。

事務局からかなり練った案が出たので、なかなか、ああでもないこうでもないというのは難しいかもしれませんが、どうぞ忌憚のない御意見いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まだ時間大分ありますけれども、特に御意見もないようでございますので、この論点についての意見交換は以上にしたしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に、事務局から連絡事項などがございましたら、お伝えいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】 事務局でございます。

本日はありがとうございました。次回の会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。極めて重要な論点です。よく事務局から練った案が出ましたし、皆様方から、ポイントを突いたコメントをいただきまして、大変ありがとうございました。

本日はこれにて閉会とさせていただきます。改めて御礼申し上げます。それでは、失礼いたします。ありがとうございました。

以上